町民課　　問 戸籍年金係（127）

11月30日（いい　みらい）は「年金の日」です!!



ご自身の年金記録や年金見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」では、パソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、ご自身の年金記録からさまざまな条件を設定した上で、年金見込額の試算をすることもできます。また、持ち主不明記録検索では、現在持ち主が分からなくなっている年金記録を「ねんきんネット」上で検索できます。さらに、マイナポータルと連携することで、国民年金保険料の口座振替申出などの電子申請やｅ−Ｔａｘでの確定申告で利用可能な控除証明書などの電子データの取得ができます。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

○日本年金機構ホームページ（ねんきんネット）
http://www.nenkin.go.jp/denshibenri_kojin/n_net/

マイナポータルには、マイナンバーカードが必要です。

令和８年10月１日から国民年金保険料の育児免除制度が始まりました！

- 国民年金第１号被保険者（自営業者・農業者・アルバイト・無職など）の方の、**育児期間の保険料が免除される制度です**。ただし、**届出が必要**です。
- お子さま（実子・養子）を育てている方（父母・養父母）は、申請することで、**月額17,920円（令和８年度）**の**保険料が免除**されます。
- **対象期間**は、お子さま（実子・養子）が**１歳になる誕生日の前月**までです。
- 将来の老齢基礎年金の受給額に**納付した場合と同じ**ように反映されます。

※免除期間中も付加保険料（月額400円）を納付することができます。

申請はスマホでもOK！　電子申請がかんたん便利

- 基本的に、**書類を添える必要はありません**。

※年金事務所または役場の国民年金担当窓口や郵送でも手続きできます。

- **スマホで24時間365日、電子申請できます**。

※届書（紙）による手続きの場合には、「産前産後免除該当届／育児免除該当届・終了届」「マイナンバーカード」の写しなどが必要となります。

◆**産前産後期間免除**：平成31年２月１日以降に出産された国民年金第１号被保険者（自営業者・農業者・アルバイト・無職など）の方が対象となる制度で**届出が必要**です。

※将来の老齢基礎年金の受給額に**納付した場合と同じ**ように反映されます。届出をおこなう期間について、すでに国民年金保険料免除・納付猶予、学生納付特例が承認されている場合でも、届出が可能です。

※免除期間中も付加保険料（月額400円）を納付することができます。

○日本年金機構特設ページ
https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/ikujimenjo.html